

入居のしおり



 JAあいち尾東

1. 入居にあたって	
電気・水道・ガス -----	2
電話・転居手続・家賃等の支払方法・ゴミ収集・町内会 -----	3
損害賠償保険・共同住宅での生活 -----	4
2. 入居中に心得ておきたいこと	
禁止事項・各種届出・家賃などの滞納 -----	5
入居中の修繕・駐車場利用時の注意 -----	6
3. 退去する場合	
各種届出・退去検査・敷金精算 -----	7
ご退去手続きスケジュール -----	8
4. 公共料金等のお問い合わせ先 -----	9
5. 管理会社・修理窓口のご連絡先 -----	11

ホームページ掲載 様式

1. 退去届・アンケート
2. 変更届
3. 氏名変更届
4. 世帯員変更届
5. 緊急連絡先変更届
6. 連帯保証人変更届



電気

(10ページの公共料金等のお問い合わせ先参照)

■ 入居時に

- あらかじめご入居者様ご本人様にて、中部電力各営業所に使用開始手続きを行ってください。また、ご入居時に配電盤(ブレーカー)のスイッチを全て「入」にしてください。
- 住宅の契約アンペアは基本的には30Aです(一部20Aの物件もあります)。より高いアンペアへ契約変更は可能ですが、基本料金が高くなります。また、ご退去の際には元に戻してください。
なお、建物全体で契約の容量が決まっていますので、ご希望のアンペアに契約変更ができない場合もあります。

アンペア変更をされる方は、最寄りの中部電力へ事前にご確認の上、14ページの「変更届」を該当地区の資産管理センターへご提出ください。

■ 照明器具

- DKや居間などのお部屋には原則照明がついていません。引っ掛けシーリングになっていますので、確認の上、照明器具をご用意ください。
- ワット数600W以内、かつ重量が5Kg以内のものをご用意ください。

■ 事故を防ぐための注意事項

- タコ足配線は絶対にしないでください。
- 洗濯機、冷蔵庫、電子レンジなど、アース線がついている器具は必ずアース線をアース端子に接続してください。

水道

(10ページの公共料金等のお問い合わせ先参照)

■ 入居時に

- あらかじめご入居者様ご本人様にて、水道取扱店に開栓のお手続きを行ってください。
- 最初に水を使用される前は、配管内のゴミを除去するため、蛇口を全開にして数分間水を流し続けてください。

ガス

(11ページの公共料金等のお問い合わせ先参照)

■ 入居時に

- ガスの種類については、ご契約の際にご案内いたします。
- あらかじめご入居者様ご本人様にて、東邦ガス各営業所または各プロパン業者に開栓のお手続きを行ってください。
- 都市ガスまたはプロパンガスにかかわらず開栓の立会いが必要となります。その場合、ガス器具の点検及びご使用方法をガス会社のサービス員がご説明いたしますので、必ず日程調整の上お立会いください。

電話

■ 入居時に

- 入居者様で最寄りの電話会社へお申し込みください。

お電話番号が決まり次第、該当地区の資産管理センターへご連絡ください。

転居手続

- 移転前の市区町村役場にて転出届を提出後、移転先の市区町村役場にて住民登録の手続きをお願いいたします。
- 小中学校の転入学についても市区町村役場までご相談ください。

家賃等の支払方法

- 保証会社ご利用による契約の場合、毎月27日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)が振替日となります。契約時にお申込みいただきました金融機関の指定口座へ前日までにご入金ください。
- JA口座から振替の場合、毎月1日(1日が土日祝日の場合は、翌営業日)が振替日となります。前日までにご入金ください。
- お振込みの場合は、毎月1日までに指定口座へお振込み下さい。

保証会社ご利用による契約の場合は、保証会社より届く収納ハガキでコンビニにてお支払いいただけます。
万一、お支払い手続きが間に合わない場合や振替できなかった場合は、該当地区の資産管理センターへご連絡ください。

ゴミ収集

(11ページの公共料金等のお問い合わせ先参照)

- 一般・分別ゴミにつきましては、収集日が決まっていますので最寄りの市区町村役場にご確認の上、所定の場所へ必ず収集日当日の朝に出してください。
- 生ごみは、決められた収集日に所定の場所へお出してください。収集されずに放置されますと悪臭の原因となったり、カラスや猫などが散らかして大変迷惑となります。必ず守ってください。
- 特定の電化製品については、粗大ゴミとして出せないものがありますのでご注意ください。

町内会

- ご入居されますアパート・マンションもその地域で構成された町内会(自治会)の区域内にございます。
- 町内会の各種親睦行事、災害時の援助なども町内会の協力でなされますので、町内会費のお支払いや町内会の協力をお願いします。

損害賠償保険

- 入居者のみなさまが自己の不注意で万一、火災、爆発、漏水、物を落として他人に被害を与えた場合、その損害を賠償しなければなりません。
- JAあいち尾東の管理住宅の入居者さまには、損害賠償保険にご加入いただくよう、おすすめいたしております。
- 未加入の方は、ご契約時に仲介した募集会社までお問い合わせください。また、保険期間が満了する前に必ず更新手続きをしてください。

共同住宅での生活

- ご近所へのあいさつは、一般的には、引っ越してきたらすぐに両隣と階下(階上)の3~4軒程度あいさつにまわるのが望ましいスタイルです。

■ 共用部分の利用

- 通路、階段、エレベーター、駐車場、自転車置場などの共用部分はみなさまがご利用いただく場所です。
- 通路へ物を置かれますと緊急時の避難経路の妨げとなったり、ゴミの放置などは火災発生の原因にもなります。
- 日頃からみなさまで清掃や安全確保に心がけていただくようお願いいたします。

■ 騒音

- 快適な共同生活を妨げるものに騒音があります。生活をされれば、生活音が出るのはやむをえません。ある程度の音に関してはお互いの理解も大切です。
- しかし、ひとりひとりの注意や配慮によって騒音の発生は防ぐことができます。特に苦情の多い事項は、次に掲げるものです。
 - お子様が大声を上げる、走り回ったり飛び跳ねて階下に響く。
 - 深夜まで騒いだり、大きな音をたてる。
 - 時間を考えずにピアノを演奏したり、テレビ・オーディオを大音量で聞く。
 - 早朝・深夜の洗濯・掃除機の使用。
 - 室内建具・玄関ドアの開閉音。
- いずれにしても、お互いの気配りを大切にいただき、ご近所の方とのコミュニケーションをはかっていただくことが大切です。

■ ベランダの利用

- 干し物は手すりより外に突出させないでください。階下へ水滴などが飛び、迷惑となります。
- ベランダ・バルコニーに布団などを天日干しする場合は、階下の方の迷惑にならないよう心掛けてください。
- 排水口にゴミが溜まらないよう時々掃除をしてください。排水づまりが起きると、水浸しになってしまいます。
- エアコン室外機の排水用ホースは、排水目皿に差し込むようにしてください。外れますと排水が階下へ流れてしまい、階下の方のご迷惑となります。

禁止事項

- JAあいち尾東の管理住宅では、次の事項を禁止事項とし、お守りいただけない場合は、契約違反となります。
 - 1 事務所や塾など住居以外の目的での使用、玄関先などへ看板の表示をすること。
 - 2 小鳥や観賞魚を除く動物の飼育をすること。(ただし、ペット飼育可物件は除く。)
 - 3 賃貸住宅を他人へ転貸、もしくは賃借権の譲渡などをすること。
 - 4 戸別アンテナ・有線設備などの設置をすること。
 - 5 危険物を持ち込むこと。
 - 6 通路・踊り場・階段下などへ物を置くこと。
 - 7 ベランダ・庭などへ物置などの工作物を置くこと。
 - 8 夜間の騒音や不衛生なことなど、共同生活を乱すような行為をすること。
 - 9 共用の水道での洗車や子供の水遊びをすること。

各種届出

(9、14～18ページ参照)

- 次のような場合に該当するときは、事前に「JAあいち尾東」にご連絡を頂き、必ず所定の手続きを行ってください。
 - 1 やむをえない事情で親族や他人を同居させる場合。
 - 2 契約名義人が死亡したり離婚した場合で、同居の親族が引き続き入居する場合。
 - 3 緊急連絡先の方や連帯保証人が転居・死亡したり、やむを得ない事情で解任を申し出る場合。(この場合は家主が承諾する別の緊急連絡先の方や連帯保証人を立てていただきます。)
 - 4 同居家族に転居・死亡があった場合。
 - 5 駐車場契約などの当初の契約内容に変更がある場合。
 - 6 その他賃貸借契約行為の継続にあたって必要と判断することのある場合。

上記変更手続きにつきましては、契約書とご印鑑(シャチハタ不可)、その他書類が必要になる場合があります。該当地区の資産管理センターへご連絡ください。

家賃などの滞納

- 期限内に家賃等の支払いがなかった場合、支払うべき金額に支払期限の翌日から支払った日までの期間に応じ、年利14.5%の割合により計算した遅延金を加算し、お支払いいただきます。ただし、2ヶ月以上滞納しますと契約書の契約解除の条件に該当し、ご退去いただくことになります。

入居中の修繕

- 家主の修繕範囲
建物の構造上主要となる部分と給排水施設・電気施設(入居者様にて設置の照明器具を除く)
・共用部分などは家主にて修繕します。
 - 入居者様の修繕範囲
 - A 畳表及び畳床の取替え、裏返し。
 - B 障子、ふすま、アミ戸、ガラスの取替え。
 - C 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - D 給水栓、排水栓の取替え。
 - E クロス及び壁下地。
 - F 室内清掃(ハウスクリーニングを含む)および専用庭等の清掃。
 - G その他別に家主が定める小修理に属するもの。
 - H その他上記の補修費用の他、家主が必要と認めたもの。
- ※ 修理は、業者の都合によりすぐに対応できない場合がありますのでご了承ください。
- ※ 入居者様の故意・過失による汚損・破損・滅失は入居者様のご負担となる場合がございますので、ご注意ください。家主様の修繕範囲であっても同様となります。

駐車場利用時の注意

- 駐車場契約をされる入居者様について、駐車場区画にお車を止められる場合は、区画内に納まるよう駐車ください。
- 駐車区画に車両以外の物品等は置かないでください。

各種届出

● 退去届 (9ページ参照)

所定の退去届を1ヶ月以上の予告期間をもって該当地区の資産管理センターまでご提出をお願いいたします。

退去届提出後、最低1ヶ月間は賃料発生します。

退去届のご提出が遅れますと、明け渡し日または退去検査日以降の家賃等をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

室内のお荷物がすべて搬出された状態で、JAあいち経済連指定業者による退去検査を行います。あらかじめ、検査希望日時をお知らせください。ただし、退去検査は下記時間内をお願いいたします。

退去検査 月～金(祝日除く) 午前9:00～12:00 午後1:00～4:00 (冬季は午後3:00まで)

● 電気・水道・ガスなどの停止届

電 気 : 退去検査日まで使用できるように中部電力までご連絡ください。
停止後の精算も必ず行うようにしてください。

水 道 : 開始手続きと同様に停止の手続きをし、ご精算ください。

ガ ス : 電気と同様にご連絡、ご精算ください。

電 話 : 電話で停止の手続きをしてください。

ネ ッ ト 回 線 : お申込みされている会社へ停止の手続きをしてください。

郵便物 : 郵便局へ転送手続きをしてください。資料請求しているものがある場合は、発行元へ住所変更の手続きをしてください。

新 聞 : 新聞店へご連絡ください。また、牛乳などの精算も忘れずに！

そ の 他 : 電気のアンペアやエアコンのコンセント等、入居時より変更した設備については元に戻してください。

● 転居届

市区町村役場へ転出手続きをしてください。

● 引っ越し業者の手配はなるべくお早目に。3・4月の引越シーズンは特に忙しく混み合います。

退去検査

● 室内のお荷物搬出後、ご指定いただいた退去検査日時にJAあいち経済連指定業者がお部屋まで伺います。その際には、入居時にお渡したカギ(スペアキーも含む)すべてをご持参ください。紛失された場合は、取り替え費用をご負担いただきます。なお、退去検査は約30分程度で終了いたします。

● 入居者の修繕範囲

入居者様の故意・過失による破損・汚損・滅失などについては、入居者様のご負担となります。

その他の修繕範囲については、退去検査時に室内を確認の上、ご判断させていただきます。

敷金精算

● 敷金・保証金は退去検査終了後、修理費・賃料など精算した上でお返しいたします。修理は入居者様ご本人で手配していただくのが原則ですが、ご依頼があればJAあいち経済連で代行します。

敷金・保証金等の精算は退去検査日より1ヶ月程度お時間を要しますので、あらかじめご承知おきください。また、不足分が出た場合は、ご請求いたします。転居先を必ずお知らせください。

お引越しスケジュールのご参考にしてください。

	手続き	届人	期間	届出先	手続きに必要なもの
1ヶ月前	退去届	原則本人	退去1ヶ月前までに	該当地区の 資産管理センター	●印鑑(シャチハタ不可) ●返金先口座の分かるもの
1ヶ月前の6日前	住民移動届 住民転出届	原則本人	転出予定日までに届出 (引越する前)	市・町区役所	●役場などにある所定届出用紙 ●届出人の印鑑 ●国民健康保険証(加入して いる人のみ)ただし、移転先 が同市区町の場合は除く
	印鑑登録	原則として本人、代理人 の場合は委任状が必要	なるべく早く	市・町区役所	●実印を持参 ●所定届出用紙「印鑑廃止届出書」
	国民年金の 住所変更	本人	なるべく早く	市・町区役所	●国民年金手帳 ●印鑑 ●転出証明書
	国民健康保険 (資格喪失手続き)	本人	なるべく早く	市・町区役所	●国民健康保険証 ●印鑑 ●転出証明書
	福祉関係 乳児医療、児童 手当、老人医療、 敬老年金	本人か親	なるべく早く	市・町区役所	●印鑑 ●転出証明書
1ヶ月前の5日前	転校届	本人か親	いつでも(日祝祭日を除く)	転入学先の学校長	●現在通学中の学校長の成績証明書、 在学証明書 ●転入先の市区町村の住民票(住民 登録をすると発行される) ●転入先の教育委員会の承諾書
	運転免許証の 住所変更	本人	なるべく早く 但し、更新の1ヶ月前なら 更新時でもよい	転出先の警察	●住民票(同一管内) ●写真(他県よりの転入) ●免許証
	郵便物の転送	本人	いつでも(日祝祭日を除く)	現住所の管轄郵便局	●郵便局所定による移転届
	電話の移転届	本人	いつでも(日祝祭日を除く)	転出先の管轄NTTの 営業窓口	●電話局所定による移転届 ●住居を間借りする場合で電話移転 するときは「大家の同意書」 ●電話料金振り込みで、振込銀行変 更の場合は、所定用紙で変更届を する。
1ヶ月前の3日前	水道料金の精算	本人	移転先が決まったらその 前日までに	水道局	●電話で連絡する
	ガスの精算	本人	移転先が決まったらその 前日までに	ガス会社	●電話で連絡する
	電気の精算	本人	移転先が決まったらその 前日までに	中部電力	●電話で連絡する
当日	退去検査				●JAあいち経済連指定業者が当日お お約束の時間に伺います ●住宅のカギ全部(スベアキーも含 む)
お引越し	住所転入届	原則として 本人	転入後14日以内	新住所の市町村役場	●役場などにある所定届出用紙 ●転出証明書 ●届出人の印鑑 ●国民年金手帳 ●国民健康保険証 ●母子健康手帳(就学前のお子様 が見える場)
	自動車の登録変更	本人 代理人のとき は委任状	転入後15日以内	引越先の陸運事務所	●保管場所使用承諾証明書 ●自動車検査証 ●新住民票 ●実印 ●車

電気(中部電力)

使用開始・廃止のお問い合わせ先

契約受付センター	0120-921-691
----------	--------------

その他お問い合わせは、中部電力のホームページ等でご確認下さい。

水道

各自治体のホームページ等でご確認下さい。

ガス:都市ガス(東邦ガス)

使用開始・中止のお問い合わせ先

お引越し専用ダイヤル	0570-015456
IP電話・海外からのご利用の場合	052-807-1550

その他お問い合わせは、東邦ガスのホームページ等でご確認下さい。

ガス:LPガス

物件により取扱店が異なりますので、該当地区の資産管理センターまでお問い合わせください。

中部資産管理センター (東郷・日進地区)	0561-75-0720
北部資産管理センター (瀬戸・長久手・尾張旭・一部守山区)	0561-65-0031
南部資産管理センター (豊明・一部緑区)	0562-92-1343

ケーブルテレビ

地 区	取 扱 店	連 絡 先
瀬 戸・尾張旭・守山区	グリーンシティケーブルテレビ(株)	0120-150-676
長久手	ひまわりネットワーク(株)	0120-210-114
日進・東郷・豊明	中部ケーブルネットワーク(株)	0120-441-061
名東区	スターキャット・ケーブルネットワーク(株)	0120-739-589

スマートルーム物件の場合

豊明	中部ケーブルネットワーク(株)	052-879-6400
----	-----------------	--------------

ゴミ収集問い合わせ先

各自治体のホームページ等でご確認下さい。

各自治体の連絡先

地 区	取 扱 店	連 絡 先
瀬 戸	瀬戸市役所	0561-82-7111
尾張旭	尾張旭市役所	0561-53-2111
長久手	長久手市役所	0561-63-1111
日 進	日進市役所	0561-73-7111
東 郷	東郷町役場	0561-38-3111
豊 明	豊明市役所	0562-92-1111
守山区	名古屋市守山区役所	052-793-3434
名東区	名古屋市名東区役所	052-773-1111
緑 区	名古屋市緑区役所	052-621-2111

【管理】

ご入居中のことやお手続きにつきまして、何かご不明な点等がございましたら該当地区の資産管理センターまでご連絡をお願いいたします。

資 産 管 理 セ ン タ ー	連 絡 先
中部資産管理センター (東郷・日進地区)	0561-75-0720 Emailアドレス 
北部資産管理センター (瀬戸・長久手・尾張旭・一部守山区)	0561-65-0031 Emailアドレス 
南部資産管理センター (豊明・一部緑区)	0562-92-1343 Emailアドレス 

JAあいち尾東資産管理センターマップ

瀬戸・尾張旭・ 長久手地区の方



北部資産管理センター

(JAあいち尾東 長久手支店内)
〒480-1103
長久手市岩作城の内53

TEL0561-65-0031
FAX0561-61-1011

東郷・日進 地区の方



中部資産管理センター

(JAあいち尾東 日進支店内)
〒470-0122
日進市蟹甲町池下213-1

TEL0561-75-0720
FAX0561-74-1662

豊明地区の方



南部資産管理センター

(JAあいち尾東 豊明支店内)
〒470-1125
豊明市三崎町中ノ坪5-2

TEL0562-92-1343
FAX0562-92-1344

編集・発行

令和3年12月版

 **JAあいち尾東**

くらしの相談部

〒470-0122 愛知県日進市蟹甲町池下213番地1

TEL 0561-75-0720

代表

<http://www.jaab.or.jp/>